

**令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品販売促進) 企画運營業務委託仕様書**

1 委託業務の名称

令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品販売促進) 企画運營業務

2 委託業務の目的

本県のお茶を核とした文化体験ツアーを国内外にプロモーションや販売をし、インバウンド誘客や消費拡大及び満足度向上への貢献を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 委託業務概要

区 分	内 容
時 期	令和 8 年 10 月～令和 9 年 2 月：ツアー商品の完成・展開 令和 8 年 11 月～令和 9 年 2 月：ターゲット国に対するプロモーション
会 場	静岡県中部・西部ほか
必須条件	・ターゲットは、インバウンド（主に欧米豪の高付加価値訪日客）とすること ※対応言語は英語を想定。 ・「静岡県のお茶」をテーマに、「令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業（インバウンド向け商品開発）企画運營業務」（以下、「商品開発業務」という）にて造成した商品を扱うこと ※「商品開発業務」受託事業者の企画概要については、参加表明書を提出した事業者へ提供する。 ・ターゲット国に応じたプロモーションを実施し、商品の紹介・販売促進に取り組むこと ・旅行商品を造成するにあたり、欧米豪の海外富裕層等を顧客に持つ国内 DMC、地域 DMC 等と連携して事業を進めること。なお、国内 DMC、地域 DMC の選定は、本県と協議の上、決定する ・本事業の外国人参加者数や満足度の効果検証を行い、翌年度以降の商品造成や販売促進に繋げること

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、準備や効果検証等を含め開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) 商品の磨き上げの実施

- ・造成した旅行商品について、評価や改善を検討するため、欧米豪富裕層のインバウンド旅行会社等の知見を活用し、改善、磨き上げを目的とした視察を検討すること。
- ・改善、磨き上げが必要とされる場合は本県と協議の上、より誘客に即した商品とすること。
- ・造成した旅行商品について、評価や改善を検討するため、海外富裕層エージェントを顧客に持つ国内 DMC 等を対象としたモニターツアーを実施すること
- ・招請する海外富裕層エージェントを顧客に持つ国内 DMC 等は、本県と協議の上、決定すること
- ・参加者にアンケートを実施し、結果を集計すること
- ・モニター参加者の評価やアンケートを参考に、商品の磨き上げを行うこと

(2) 海外に向けたプロモーション業務

- ・日本への関心が高い層や訪日意向の高いユーザーなどに向けた効果的なプロモーションを実施すること
- ・リーチ数など定量的な分析をすること

＜想定される取組＞

- ・造成した商品を販売するために必要な動画、サンプルアイテナリー等の作成
- ・現地の旅行会社、メディア等を活用したプロモーション

(3) インバウンド向け商品販売業務

- ・磨き上げたツアーを事業年度内に販売開始する。目標として単価 20 万円×10 名程度の販売（予約）実績を目指す
- ・一般参加者から、参加費を徴収すること
- ・参加費については委託料と相殺せず、本県へ収納することを想定している
- ・海外富裕層をターゲットとするサンプルアイテナリーを造成すること

(4) 本事業の効果検証

- ・効果検証における報告書を提出すること
- ・効果検証においては、事業全体及び事業にて実施する各取組が掲げる成果が実際に生まれているかどうかを適切な方法で測り、判定を行うこと
- ・参加者アンケートの設問については本県と協議のうえ決定すること

(5) 共通事項

ア 運営体制の確保

- ・商品販売に伴う運営、管理体制を構築し、案内誘導、事故や怪我等のトラブルに対応できるようにしておくこと
- ・連絡調整を緊密に行うために、専属の担当者を置くこと
- ・実施にあたっては、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制を整え、参加者の安全対策を講じること
- ・商品販売に伴い、必要となる会場への事業者の搬出入に係る車両の一時停車、出入り等は受託者が責任を持って管理すること
- ・原則雨天決行とするため、雨天時の対策を検討すること

イ 参加費等

- ・参加者が負担すべき実費は委託費に含まない

ウ 関係機関への手続き

- ・保健所や消防署への届出など、開催に伴い必要となる関係機関への手続きを行うこと

エ 関係者等との調整

- ・会場内の安全確保や、円滑な運営が図れるように業務を遂行するとともに、県やその他の関係団体と十分な調整を図ること

オ 損害賠償

- ・本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと

6 成果物の提出

- ・取り組み状況や写真撮影による全体の様子や効果検証結果を含めた報告書を作成し、委託者へ提出すること（様式任意）
- ・アンケートを実施し、定性的な効果を集計して提出すること
- ・波及効果について可能な限り定量的なデータを取り、分析・報告すること

7 留意事項

- ・本事業について情報発信を行おうとする場合は、「日本博」事業である旨を表記するとともに、「日本博」のロゴマークを掲載するものとする。また日本語以外の言語による情報発信を行おうとする場合は、「日本博」の表記について委託者の指示に従うものとする。
- ・本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案競技の結果に基づき、委託者と受託候補者による協議のうえ必要な変更を加えて、確定するものとする。

(参考) 業務スケジュール (予定)

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
「商品開発業務」	公募終了						効果検証
＜公募終了＞ ※企画提案時の予定	受託事業者 決定済	コンテンツ制作		完成・展開			
		調整					
「商品販売促進業務」		公募			ファムツアー		効果検証
※今回公募		受託事業者 選定		プロモーション			
				販売			